

栃木の「とちおとめ」 消費宣伝業務公募型プロポーザル実施要領

1. 業務委託の概要

(1) 委託業務名

栃木の「とちおとめ」消費宣伝業務

(2) 委託業務の内容

別添『栃木の「とちおとめ」消費宣伝業務委託仕様書』（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 委託業務の履行期間

契約締結した日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(4) 委託契約金額の上限

28,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 業務の目的

栃木県内外の消費者に対するとちおとめの情報提供と、栃木の「とちおとめ」に関する魅力及び情報を消費者へ伝え、とちおとめの消費拡大を図ることを目的とする。

(6) 担当部局及び書類提出先等

書類の提出先、質疑先及び受付期間は次の通りとする。

〒321-0905 栃木県宇都宮市平出工業団地 9 番地 25

栃木いちご消費宣伝事業委員会（担当：入江）

電話：028-616-8832

FAX：028-616-8837

Mail：irie-ayaka@zennoh.or.jp

受付：土日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）。

ただし、持ち込みによる場合は、あらかじめ担当者あて予約を取ってください。

2. プロポーザルに参加するために必要な資格

参加者は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号または同条第 4 号の規定に該当するものでないこと。
- (2) 地方公共団体等が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できるものであること。

3. 公募型プロポーザルの手続き

(1) 予定される実施スケジュール

実施要領等の公開
実施内容等に関する質問書の提出期限
質問に対する回答
参加表明書の提出期限
企画提案書の受付期限
規格選定委員会の開催
審査結果の通知・公表

(2) 実施内容等に対する質問

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別紙 1）によりファックスまたは電子メールにより受け付けます。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子メールにより、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、質疑回答集として、すべての参加申込者に回答します。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書等（別紙 2）と会社概要及び過去 3 年間の類似業務の主な受注等実績（別紙 3）、参加資格確認書（別紙 4）を郵送、持参または電子メールに添付して提出してください。

なお、郵送または電子メールでの提出の場合は、到着しているか確認のための電話連絡を行ってください。

(5) 企画提案書の提出

参加申込書を提出した者のうち企画提案書を提出する者は、以下 I～VII に基づき企画提案書を作成し、提出してください。また、企画提案書（別紙 5）を併せて提出してください。

I. 企画提案書類

規格 A 4 版（カラー印刷）

内容 様式等は応募者の自由としますが、次の内容を含めて作成してください。また、企画提案書の副本は無記名（会社名）とし、社名が類推できないように作成してください。

①企画提案書

- 企画・制作コンセプト
- 業務全体取組体制
- 過去の同種または類似の業務実績

②費用見積書

企画案実施のために必要な経費（消費税含む）について、全体の見積金額とその費目ごとの内訳をできる限り詳細に記載すること。

II. 提出部数

- 企画提案書 5部
- 費用見積書 5部

III. 提出期限

平成29年7月31日17時必着とします。

IV. 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限り、事務局に電話の上、到着を確認してください)。

V. 注意事項

企画提案書等の作成および提出にかかわる費用は参加者の負担とします。
必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。

VI. 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

VII. その他

企画提案書の提出を持って、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなします。

企画提案書の提出後に辞退する場合は、8月1日(火)17時までに、辞退届(別紙6)を郵送、持参または電子メールにより提出してください。

4. 企画提案書を特定するための審査項目及び評価内容

別表(審査項目及び評価内容)のとおり

5. 選定に関する事項

(1) 審査方法

書面により提出された企画提案書の内容を、栃木いちご消費宣伝事業委員会(以下、委員会という。)において、別表の審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を契約候補者に選定します。

ただし、審査結果如何によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがあります。また、参加者が1名であった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断します。

(2) 審査基準

別表の通り。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛てに通知するとともに、契約候補者の名称等を J A 全農とちぎホームページに掲載します。

なお、審査内容にかかわる質問や異議は、一切受け付けません。

6. 契約に関する事項

上記 5 の委員会において選定された契約候補者と契約締結の協議を行います。

契約に当たっては、企画提案書をもとに細部について協議の上、契約締結します。

契約書の作成に必要な経費は、すべて受託者の負担とします。

7. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の再委託禁止

受託者は、受託者が行う業務を第三者に委託し、または請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができます。

(2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、紛失及び既存の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知りえた秘密を他に漏らしてはなりません。委託業務が完了し、契約が解除された後においても同様とします。

8. 支払条件

業務委託料の支払いについては、業務完了確認後の清算払いとします。ただし、業務委託料が 1 (4) の上限を超過しているときは、委員会が受託者との協議・業務内容・業界基準等から判断し、合理的な業務委託料を決定します。

9. 失格事由

次のいずれかに該当した場合、当該参加者は失格になることがあります。

- (1) 提出された書類の記載内容が業務委託仕様書等に示す条件に適合しない場合
- (2) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていた場合

10. その他

- (1) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とします。
- (2) 参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、契約候補者の企画提案書の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）は、委託契約締結時点で委員会に帰属するものとし、著作者人格を行使しません。
- (3) 企画提案書等に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用にかかる調整は参加者が行うとともに、その使用にかかる経費を委託料に計上してください。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、参加者の責任に

において当該著名人の起用が可能であるものとみなします。

- (4) 委託業務における政策物の著作権は委員会に帰属するものとします。委託契約期間終了後、委員会が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記してください。
- (5) プロポーザル参加により、委員会から知り得た情報は、他者に漏らしてはなりません。
- (6) 参加のためにご提供いただいた個人情報は、委託業務のために使用します。
- (7) 平成30年3月31までの企画提案書のほか、平成30年4月1日から平成30年6月末日までの企画提案書の提出も受け付けます。平成30年4月1日以降の企画提案書については、本要領に基づかず委託依頼を行います。

別表

栃木の「とちおとめ」消費宣伝業務審査項目及び評価内容

審査項目及び各項目の配点は次の通りとし、各選定委員が採点する。

審査項目ごとの評価点数の総和を持って、企画提案者ごとの評価点数を決定し企画提案者の評価点数の高いものから順に、選定委員ごとの順位をつける。

全企画提案者の中で、各選定委員がつけた1位の数が最も多かったものを契約交渉者とする。なお、1位のものが同数の場合は、各選定委員がつけた評価点数の合計が最も多かったものを契約交渉者とする。評価点数の合計も同数だった場合は、委員会で審議の上、契約交渉者を決定する。

企画提案者が1者の場合、基準点は30点とし、基準点に満たない提案は不採用とする。

	審査項目		
企画提案書	企画・制作コンセプト	本業務の目的や基本方針を勘案し、提案者の基本的な考え方や工夫が具体的に示されており、消費の拡大と認知度向上につながるような企画となっているか	20
類似実績	本業務と類似した業務の実績	過去同種または類似の業務で良好な実績を上げているか	10
必要経費		業務内容に見合った適切な経費であるか	10
作業工程表		作業工程が具体的かつ実現可能性があり、特に作業ごとに詳細なスケジュールが示されているか	10
合計			50

選定委員

選定委員は、次の4名の職を有する者を持って充てる。

所属	職名	備考
栃木いちご消費宣伝委員会	委員長	選定委員長
栃木いちご消費宣伝委員会	副委員長	
栃木いちご消費宣伝委員会	委員	
J A全農とちぎ 園芸部	部長	
J A全農とちぎ 園芸部 流通対策課	課長	
J A全農とちぎ 園芸部 流通対策課		事務局